

南部町特定健康診査受診勧奨業務仕様書

1. 業務名

南部町特定健康診査受診勧奨業務

2. 業務の目的

南部町では、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条に基づき、南部町国民健康保険特定健康診査等実施計画(現在は、令和 6 年度から令和 11 年度までを第 4 期とする計画)を定め、国民健康保険被保険者(以下、被保険者という。)における生活習慣病有病者及びその予備群の減少と健康の保持増進を図っているところである。

また、特定健康診査受診率向上は、第 3 期南部町国民健康保険保健事業実施計画においても重点事業と位置付けられている。

当町の令和 5 年度の特定健康診査受診率は 43.7%であり、計画における令和 11 年度に達成すべき受診率 58%という目標とは大きく乖離していることから、目標達成を目指すため、過去の特定健康診査の受診歴等のデータを活用し、効果的かつ効率的に受診勧奨を行うことで、特定健康診査の受診率を向上させ、被保険者の更なる健康の保持増進及び医療費適正化を図ることを目的とする。

なお、令和元年度～令和 5 年度の南部町の特定健康診査受診状況は以下の通り。

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
目標値 (%)	50.0	52.0	53.0	55.0	60.0
対象者 (人)	3,610	3,547	3,418	3,211	3,093
受診者 (人)	1,689	1,652	1,584	1,492	1,352
受診率 (%)	46.8	46.6	46.3	46.5	43.7

3. 受診勧奨対象者数

約 1,800 人(想定の数値であり、変動の可能性有)

4. 業務履行場所

南部町健康センター及び受注者作業場所

5. 委託期間

契約締結の日から令和 8 年3月 31 日まで

ただし、受診勧奨通知の発送は、令和 7 年度の特定健康診査受診につなげられる時まで完了するものとする。

・特定健康診査実施期間：令和 7 年5月1日 ~ 令和 8 年3月 31 日

6. 業務内容

(1) 事業計画書の作成

契約締結後、速やかに事業計画書を作成し、町の承認を得ること。事業計画書は提案書に基づく内容とし、受診勧奨の実施時期、町からの特定健康診査に関するデータ提供時期などの詳細なスケジュールを記載すること。

(2) 事業の実施

(ア) データ分析業務

町が提供するデータ等を活用し、効率的かつ効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析を行い、受診勧奨すべき対象者を特定し、特徴別に4つ以上のグループに分類する。

データの受け渡し、データの加工等に必要な機器等の準備、運搬等に係る費用はすべて受注者の負担とする。データの受け渡しに当たっては、セキュリティ対策を講ずるものとする。

(イ) 通知による受診勧奨業務

(ア)によるデータ分析の結果を基に、次のとおり受診勧奨を実施する。通知物の作成費用及び勧奨対象者への通知に係る郵送経費は受注者の負担とする。

① 通知時期等

通知回数は2回とし、通知時期については、町と協議の上決定する。

② 通知物の内容

通知物は、データ分析を基に受診勧奨対象者の特性に応じて内容を変えるなど効果的な通知内容とし、4種類以上とすること。

③ 通知物の種類

単版ハガキ、圧着ハガキ(V型、Z型)とし、はがきの構成については、町と協議の上決定する。

④ 通知物の宛名印字

宛名印字に関しては、漢字、カナまたは英字の印字にて行う。通知物に直接印字できない場合は、宛名ラベルの貼り付けでも可とする。その場合、宛名ラベルへの印字及び通知物への貼り付け作業は受注者が行う。

⑤通知物の校正

通知物の印刷内容については、事前に町に校正の確認を行い、要望があった場合には修正を実施する。

校正後、受診勧奨通知のサンプルを種類ごとに5部ずつ町に納品する。

⑥勧奨対象者の最終決定

データ分析により特定及び分類した受診勧奨対象者リストを町へ提出する。

町から提供される除外対象者の情報を基に、必要に応じて引抜を行い、最終的な勧奨対象者に発送を行う。

7. 町から提供可能なデータ

町から提供可能なデータは次のとおりとする。これ以外に希望するデータがある場合は、町と協議し提供の可否を決定する。

- ① 特定健診対象者データ
- ② 特定健診結果等データ
- ③ KDB 関連データ
- ④ 受診勧奨除外対象者データ

①～③のデータについては、国保連合会特定健診データ管理システム及び KDB システムで出力可能な各種ファイルの標準レイアウトとする。その他のデータファイルの内容、レイアウト等については、町と協議の上決定する。

8. 受診勧奨結果の分析、報告

- (1) 受注者は、受診勧奨業務の実施による効果及び受診率の変化等を分析・検証し、報告書を作成した上で町に報告する。
- (2) 受注者は、受診勧奨業務の分析結果を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について町に提案を行う。
- (3) (1)、(2)に要する費用は、受注者が負担する。

9. 個人情報の保護

- (1) 町、受注者の双方は本業務の履行に当たり知り得た情報を第三者に漏らしてはならない(資料の転写、複写、転載、閲覧及び貸出を含む)。
- (2) 受注者は本業務のデータ管理において、漏えい、滅失、き損及び改ざんを未然に防止するため、必要な措置を講じる。
- (3) 委託業務完了後、受注者は本業務の履行に当たり収集、管理したデータを速やかに町に引き渡すものとする。また、受注者のシステムにデータを取り込んだ場合は、個人が特定されるデータについて速やかに消去し、かつ復元できないよう処置を講じ、町へ報告を行うものとする。
- (4) 受注者は、本業務の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律および南部町個人情報保護条例を遵守するとともに、別紙1「個人情報取扱特記事項」を遵守する。

10. その他

- (1) 受注者は事故やトラブルが生じた時には適切な措置を講じるとともに、直ちに町に報告すること。
- (2) 町が要請する緊急の連絡や協議に、受注者は迅速に対応するものとする。
- (3) 委託料の支払いは、業務完了後に行うこととする。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、町と受注者が協議の上、決定する。